



一般社団法人 電波産業会
Association of Radio
Industries and Businesses

No.854 2012 年 10 月 15 日

10月は「受信環境クリーン月間」です

受信環境クリーン中央協議会では、例年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの間を「受信環境クリーン月間」と定め、放送電波の受信障害の防止に向けた活動を集中的に展開しています。会員の皆様も電波障害の防止になお一層のご協力をお願いします(詳細は ARIB ニュース No.849 2012 年 9 月 10 日を参照ください)。

ARIBからのお知らせ

地域 WiMAX 推進協議会シンポジウム（第 6 回）開催のお知らせ

地域 WiMAX 推進協議会（会長：土居範久 中央大学教授）は、地域におけるデジタルデバイドの解消や地域のポテンシャルの増大に有効な通信インフラである地域 WiMAX の発展を推進することを目的に、事業者、メーカー、地方公共団体、有識者等の参加により平成 20 年 10 月に設立された団体で（現会員数：192 団体・個人）、地域 WiMAX の普及に向けた様々な活動を行っております。

このたび、地域 WiMAX 推進協議会は、一般社団法人電波産業会と共催で、下記のとおりシンポジウム（第 6 回）を開催することとなりましたので、お知らせいたします。

本シンポジウムへの参加をご希望される方は「地域 WiMAX 推進協議会ホームページ」（<http://www.chiiki-wimax.jp/>）より、平成 24 年 10 月 23 日（火）までにお申込みください。

記

- 1 日 時 平成 24 年 10 月 26 日（金）13:30～17:00（受付開始 12:50～）
- 2 場 所 一般社団法人電波産業会 第 1～3 会議室（定員 100 名）
〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-4-1 日土地ビル 11 階
地図（<http://www.arib.or.jp/syokai/map/index.html>）
- 3 主 催 地域 WiMAX 推進協議会
一般社団法人電波産業会

4 対 象 一般公開

(定員になり次第締め切ります。参加できない方には、事前にご連絡いたします)

5 講演概要 (予定)

- (1)講演 1 : 「事業者事例紹介 (大分ケーブルテレコム株式会社 様)」
- (2)講演 2 : 「事業者事例紹介 (東京ケーブルネットワーク株式会社 様)」
- (3)講演 3 : 「自治体事例紹介 (宮城県色麻町総合振興課商工観光係兼情報管理係 様)」
- (4)報告 1 : 「普及促進部会報告」
- (5)報告 2 : 「技術部会報告」

6 参加費 無料

【問合せ先】

地域 WiMAX 推進協議会事務局：石川

一般社団法人電波産業会内

Tel:03-5510-8595 FAX:03-3592-1103

E-mail:k-ishikawa@arib.or.jp

ARIBの動き

CEATEC JAPAN 2012 に出展

10月2日(火)から6日(土)まで、CEATEC JAPAN 2012が幕張メッセで開催され、当会もブースを設けて広報普及活動を行いました。

このイベントは、最先端のICT・エレクトロニクス総合展として注目度が高く、本年は全体で約16万人の来場者と624社・団体(出展小間数2,288)の規模となりました。

会期中は、ARIBブースに約700名の方にご来訪を頂きました。

当会のブースでは、以下の展示を行いました。

- (1) パネル展示によるARIBの概要、研究開発活動及びISDB-T海外普及活動の紹介
- (2) 第23回電波功績賞を受賞したシステムの実機による紹介
- (3) ARIB Webサイトを利用した標準規格等のダウンロードの紹介

また、本年初めて「通信放送分野における新技術の標準化動向」と題するARIBセミナーを開催し、多数のご参加を賜りました。

ARIBブース及びセミナーへのご来場とアンケートへのご協力に心より感謝申し上げます。



CEATEC JAPAN 2012 ARIB ブースの様子



ARIB セミナーの様子

周波数割当計画の作成案等に係る意見募集

－国際電気通信連合（ITU）2012 年世界無線通信会議（WRC-12）の審議結果等に基づく作成－

[【平成 24 年 10 月 3 日の総務省報道資料から】](#)

総務省は、国際電気通信連合（ITU）2012 年世界無線通信会議（WRC-12）の審議結果を受けて、ITU 憲章及び条約に規定する無線通信規則の一部改正が発効されること等に伴い、周波数割当計画の作成案及び電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）の一部を改正する省令案を作成しました。

つきましては、これらについて、平成 24 年 10 月 4 日（木）から同年 11 月 2 日（金）までの間、意見を募集します。

1 背景等

平成 24 年（2012 年）1 月 23 日から同年 2 月 17 日まで、スイス（ジュネーブ）において、国際電気通信連合（ITU）2012 年世界無線通信会議（WRC-12）が開催されました。当該会議の審議結果に基づき、ITU 憲章及び条約に規定する無線通信規則の一部改正が平成 25 年（2013 年）1 月 1 日（火）に発効することとなっています。

我が国の周波数分配を定める周波数割当計画は、無線通信規則に整合するよう定める必要があること等から、今般、無線通信規則の一部改正の発効に合わせ、周波数割当計画の作成及び電波法施行規則の一部改正を行うものです。なお、現行の周波数割当計画（平成 20 年総務省告示第 714 号）を廃止し、新たに周波数割当計画を作成するものです。

WRC-12 の主要審議結果とこれを踏まえた告示案等の内容は、以下のとおりです。

＜周波数割当計画関連＞（現行の周波数割当計画からの主な変更内容）

(1) 472-479kHz 帯におけるアマチュア業務用周波数の分配

472-479kHz 帯の 7kHz 幅が新たにアマチュア業務に国際分配されることを受けて、同周波数帯において国内分配を行うものです。

(2) 3-50MHz 帯における海洋レーダー用周波数の分配

海流等の観測や海洋漂流物等の追跡・探査に用いられる海洋レーダー用周波数として、3-50MHz 帯の 8 つの帯域に無線標定業務用の周波数が国際分配されることを受けて、同周波数帯において国内分配を行うものです。

(3) 5GHz 帯における無人航空機システム（UAS）用周波数の分配

世界的に利用が増大されることが予想される無人航空機の安全航行に係る周波数の確保のため、5,030-5,091MHz 帯に航空移動（R）業務用の周波数が国際分配されることを受けて、同周波数帯において国内分配を行うものです。

なお、同周波数帯における UAS の使用は、国際的に標準化された航空システムに限定されています。

(4) 22GHz 帯における宇宙研究業務用周波数の分配

将来の宇宙探査用の衛星に使用する新たな周波数を確保するため、22.55-23.15GHz 帯に宇宙研究業務用の周波数が国際分配されることを受けて、同周波数帯において国内分配を行うものです。

<電波法施行規則関連>

上記(4)の宇宙研究業務への追加分配等に関連して、無線通信規則第21条表21-3(地球局の電力の制限)及び表21-4(宇宙局からの電力束密度の制限値)が改正されたことに伴い、これに係る電波法施行規則の規定を改正するものです。

2 意見募集対象及び意見公募要領

意見募集対象：

○周波数割当計画の作成案

[別紙1](#) ：新旧対照表(第1及び第2)

[別紙2](#) ：新旧対照表(周波数割当表 第1表(8.3kHz-27500kHz))

[別紙3](#) ：新旧対照表(周波数割当表 第2表(27.5MHz-10000MHz))

[別紙4](#) ：新旧対照表(周波数割当表 第3表(10GHz-275GHz))

[別紙5](#) ：新旧対照表(国内周波数分配の脚注)

[別紙6](#) ：新旧対照表(別表1-1～別表2-3)

[別紙7](#) ：新旧対照表(別表3-1～別表3-5)

[別紙8](#) ：新旧対照表(別表4～別表11-3)

[別紙9](#) ：新旧対照表(国際周波数分配の脚注)

[別紙10](#) ：新旧対照表(第3及び第4)

○電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)の一部を改正する省令案

[別紙11](#) ：新旧対照表(別表第二号の四及び別表第二号の五)

意見公募要領：[別紙12](#) 

3 意見募集の期限

平成24年11月2日(金)必着

4 今後の予定

寄せられた御意見及び電波監理審議会への諮問に対する同審議会からの答申を踏まえ、周波数割当計画の作成等を行う予定です。

連絡先

【周波数割当計画について】

担当：総合通信基盤局電波部電波政策課

浅井周波数調整官、渡辺第二計画係長、小田官

電話：(直通) 03-5253-5875

FAX：03-5253-5940

E-mail：freq-allocation_atmark_ml.soumu.go.jp

(スパムメール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直して下さい。)

【電波法施行規則について】

(別表第2号の5 16 以外について)

担当：総合通信基盤局 電波部 衛星移動通信課
渡辺課長補佐、宮良衛星事業係長

電話：(直通) 03-5253-5816

FAX：03-5253-5903

E-mail：mss_atmark_ml.soumu.go.jp

(スパムメール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直して下さい。)

(別表第2号の5 16 について)

担当：情報流通行政局 放送技術課
宮澤課長補佐、林国際係長

電話：(直通) 03-5253-5784

FAX：03-5253-5788

E-mail：kokusai.hougi_atmark_ml.soumu.go.jp

(スパムメール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直して下さい。)

編集後記

数か月前に歴史上の人物の紹介をする TV 番組で、前田慶次を取り上げていました。前田慶次とはご存知の通り、(加賀百万石の前田家の養子でしたが、訳あって家督を継がずに)「傾奇者(かぶきもの)」と呼ばれ、異風な容姿を好んでいた人物です。ちょっとこの人物の「傾奇(かぶき)」というものに興味がわきましたので調べてみました。

「傾奇」とは、奇抜な服装や突飛な行動で世間の注目を集める人や、世間に背を向けて生きているような人を評して「傾いている」と表したことが始まりとのことで、どうやら褒め言葉ではなかったようです。

この「傾奇」は日本を代表する芸能の一つの「歌舞伎」とつながりがあります。歌舞伎と言う芸能が興ったのは、安土桃山時代の末期から江戸時代の初期にかけての時代と言われており、出雲(島根県)の阿国(出雲大社の巫女)がその始まりとされています。

「歌舞伎」の語源は「傾く＝かたむく」の古語である「かぶく」を名詞化した「かぶき」にあると言われています。これが「歌い舞う芸妓(女性を指す)」の意から「歌舞妓」と当て字され、その後明治初期に「歌舞伎」に落ち着きました。

歌舞伎役者も今でこそ世間に認知されていますが、そもそもの発祥時点では芸能に秀でてはいるものの世間の常識からはハミダした者と言う位置付けのようで、前田慶次も世間のはみ出し者という風に理解するとすんなり納得するのは私だけでしょうか。

以上、簡単ですが調査結果をご披露いたしますので、何かの話題に使って下さい。

(K.I.)



Association of Radio Industries and Businesses

ARIB NEWS
発行所

一般社団法人 電波産業会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-4-1 日土地ビル11F
TEL 03-5510-8590 FAX 03-3592-1103
<http://www.arib.or.jp> E-mail arib_news@arib.or.jp